

林野火災警報 林野火災注意報

の新設

令和8年1月1日施行

あなたの心がけで
鎌倉の山林を火災から守ることができる！



【発令基準】

《林野火災注意報》 (1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、乾燥注意報が発令

《林野火災警報》

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合かつ、火災の発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいこと並びに消防長が必要と認める場合

【発令区域】

鎌倉市森林整備計画（概要図）に示された地域森林計画対象民有林、天然林及び人工林（周辺区域含む）



鎌倉市森林整備計画（概要図）

【発令期間】

1月～5月

【林野火災警報・林野火災注意報発令中の規制について】

(1)山林、原野等において火入れ又は喫煙をしないこと

(2)煙火を消費しないこと

(3)屋外において火遊び又はたき火をしないこと

(4)屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物付近で喫煙をしないこと

(5)残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

【罰則】

火災予防条例第30条の規定により上記の「火の使用制限」がかかります。

違反した場合、**30万円以下の罰金又は拘留**が科せられます。

※林野火災注意報は、罰則の伴わない努力義務

鎌倉市消防本部予防課

電話番号：0467-44-0963

Mail:yobou@city.kamakura.kanagawa.jp

林野火災注意報(警報)の発令状況



屋外燃焼行為(たき火等)をされる方へ

